

別表十八の二付表二及び別表十八の二付表二（次葉）

「最初の連結事業年度の前期実績基準相当額並びに連結納税の承認の取消し及び連結納税への加入の場合の調整額等の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結親法人（普通法人に限ります。）が法第81条の19第1項（第1号イ又はロに係る部分に限ります。）、第2項、第3項、第5項又は第6項（（連結中間申告）の規定の適用を受ける場合及び連結親法人が地方法第16条第1項（第1号ロに係る部分に限ります。）、第2項又は第3項（（中間申告）の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 各欄の記載要領

(1) 法人税に関する明細書

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「最初の連結事業年度の前期実績基準相当額の計算」		当期が最初の連結事業年度の場合に限り記載します。
「前期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算」及び「当期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算」の「直前の事業年度又は連結事業年度」の各欄	法第81条の19第3項第1号に規定する連結加入法人の当該連結事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した各事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）又は各連結事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度の開始及び終了の日を記載します。	
「連結加入法人の確定法人税額等10」及び「連結加入法人の確定法人税額等14」の各欄	法第81条の19第3項第1号に規定する連結加入法人の確定法人税額等を記載します。	
「最初の連結事業年度の連結親法人を設立した適格合併による加算調整額の計算」の「直前の事業年度又は連結事業年度」の各欄	最初の連結事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した適格合併（連結親法人を設立したものに限り。）に係る被合併法人の各事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）又は各連結事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）のうち、最も新しい事業年度又は連結事業年度の開始及び終了の日を記載します。	
「被合併法人の確定法人税額等18」	適格合併（連結親法人を設立したものに限り。）に係る被合併法人の法第81条の19第5項に規定する被合併法人の確定法人税額等を記載します。	

(2) 地方法人税に関する明細書

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「最初の連結事業年度の前期実績基準相当額の計算」		当期が最初の連結事業年度の場合に限り記載します。
「前期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算」及び「当期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算」の「直前の課税事業年度」の各欄	地方法第16条第3項第1号に規定する連結加入法人の当該課税事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した各課税事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）のうち最も新しい課税事業年度の開始及び終了の日を記載します。	
「連結加入法人確定地方法人税額等30」及び「連結加入法人確定地方法人税額等34」の各欄	地方法第16条第3項第1号に規定する連結加入法人確定地方法人税額等を記載します。	

3 根拠条文

法81の19、規則37の8、地方法16、地方規則2、3